



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価(送料共)1か月2,200円

目次

○ 告示

- 171 地籍調査の成果の認証 (地域づくり課)
- 172 " (")
- 173 " (")
- 174 " (")
- 175 " (")
- 176 " (")
- 177 " (")
- 178 " (")
- 179 " (")
- 180 " (")
- 181 " (")
- 182 " (")
- 183 " (")
- 184 " (")
- 185 生活保護法による指定医療機関の廃止 (福祉保健総務課)
- 186 " (")
- 187 " (")
- 188 生活保護法による医療機関の指定 (")
- 189 " (")
- 190 障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関の指定 (障害福祉課)
- 191 " (")
- 192 " (")
- 193 道路の区域変更 (道路保全課)
- 194 新道路の供用開始等 (")
- 195 道路の区域変更 (")
- 196 新道路の供用開始等 (")
- 197 道路の区域変更 (")
- 198 新道路の供用開始等 (")
- 199 道路の区域変更 (")
- 200 新道路の供用開始等 (")
- 201 急傾斜地崩壊危険区域の指定 (砂防課)
- 202 港湾施設の概要 (港湾空港振興課)
- 203 平成15年和歌山県告示第493号(日高港湾施設の概要)の一部改正 (")
- 204 平成16年和歌山県告示第556号(港湾施設の概要)の一部改正 (")
- 205 港湾法による浦神港臨港地区の範囲の定め

(")
206 港湾法による浦神港臨港地区内における分区の指定 (")

○ 監査公表

監査公表第13号

○ 正誤

平成21年2月3日付け和歌山県報第2033号入札公告中

告 示

和歌山県告示第171号

和歌山県橋本市上田・中道の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したもので同条第4項の規定により公告する。

平成21年2月20日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 調査を行った者の名称

和歌山県橋本市

2 調査を行った時期

平成18年5月9日から平成20年10月15日まで

3 成果の名称

和歌山県橋本市上田・中道の一部地区の地籍図及び地籍簿

4 調査を行った地域

和歌山県橋本市上田・中道の一部地区

5 認証年月日

平成21年2月9日

和歌山県告示第172号

和歌山県東牟婁郡那智勝浦町大字市屋の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したもので同条第4項の規定により公告する。

平成21年2月20日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 調査を行った者の名称

和歌山県東牟婁郡那智勝浦町

2 調査を行った時期

平成19年5月7日から平成20年11月26日まで

3 成果の名称

和歌山県東牟婁郡那智勝浦町大字市屋の一部地区の地籍図及び地籍簿

- 4 調査を行った地域
和歌山県東牟婁郡那智勝浦町大字市屋の一部地区
- 5 認証年月日
平成21年2月9日

和歌山県告示第173号

和歌山県新宮市佐野の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成21年2月20日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県新宮市
- 2 調査を行った時期
平成19年5月8日から平成20年12月5日まで
- 3 成果の名称
和歌山県新宮市佐野の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県新宮市佐野の一部地区
- 5 認証年月日
平成21年2月9日

和歌山県告示第174号

和歌山県日高郡美浜町大字濱ノ瀬における地籍調査の成果は、国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成21年2月20日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県日高郡美浜町
- 2 調査を行った時期
平成19年5月1日から平成20年10月10日まで
- 3 成果の名称
和歌山県日高郡美浜町大字濱ノ瀬の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県日高郡美浜町大字濱ノ瀬
- 5 認証年月日
平成21年2月9日

和歌山県告示第175号

和歌山県日高郡美浜町大字和田の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成21年2月20日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県日高郡美浜町
- 2 調査を行った時期
平成19年5月1日から平成20年10月10日まで
- 3 成果の名称
和歌山県日高郡美浜町大字和田の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県日高郡美浜町大字和田の一部地区
- 5 認証年月日
平成21年2月9日

和歌山県告示第176号

和歌山県御坊市熊野の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成21年2月20日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県御坊市
- 2 調査を行った時期
平成19年5月1日から平成20年12月3日まで
- 3 成果の名称
和歌山県御坊市熊野の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県御坊市熊野の一部地区
- 5 認証年月日
平成21年2月9日

和歌山県告示第177号

和歌山県御坊市湯川町財部の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成21年2月20日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県御坊市
- 2 調査を行った時期
平成19年5月1日から平成20年12月3日まで
- 3 成果の名称
和歌山県御坊市湯川町財部の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県御坊市湯川町財部の一部地区

<p>5 認証年月日 平成21年2月9日</p> <hr/> <p>和歌山県告示第178号 和歌山県御坊市藤田町吉田の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。 平成21年2月20日 和歌山県知事 仁坂吉伸</p> <p>1 調査を行った者の名称 和歌山県御坊市</p> <p>2 調査を行った時期 平成19年5月1日から平成20年12月3日まで</p> <p>3 成果の名称 和歌山県御坊市藤田町吉田の一部地区の地籍図及び地籍簿</p> <p>4 調査を行った地域 和歌山県御坊市藤田町吉田の一部地区</p> <p>5 認証年月日 平成21年2月9日</p>	<p style="text-align: right;">和歌山県知事 仁坂吉伸</p> <p>1 調査を行った者の名称 和歌山県日高郡由良町</p> <p>2 調査を行った時期 平成19年5月2日から平成20年10月29日まで</p> <p>3 成果の名称 和歌山県日高郡由良町大字大引の一部地区の地籍図及び地籍簿</p> <p>4 調査を行った地域 和歌山県日高郡由良町大字大引の一部地区</p> <p>5 認証年月日 平成21年2月9日</p>
<p>和歌山県告示第179号 和歌山県伊都郡かつらぎ町大字新城の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。 平成21年2月20日 和歌山県知事 仁坂吉伸</p> <p>1 調査を行った者の名称 和歌山県伊都郡かつらぎ町</p> <p>2 調査を行った時期 平成18年4月28日から平成20年9月2日まで</p> <p>3 成果の名称 和歌山県伊都郡かつらぎ町大字新城の一部地区の地籍図及び地籍簿</p> <p>4 調査を行った地域 和歌山県伊都郡かつらぎ町大字新城の一部地区</p> <p>5 認証年月日 平成21年2月9日</p>	<p>和歌山県告示第181号 和歌山県岩出市東坂本の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。 平成21年2月20日 和歌山県知事 仁坂吉伸</p> <p>1 調査を行った者の名称 和歌山県岩出市</p> <p>2 調査を行った時期 平成17年5月18日から平成20年3月12日まで</p> <p>3 成果の名称 和歌山県岩出市東坂本の一部地区の地籍図及び地籍簿</p> <p>4 調査を行った地域 和歌山県岩出市東坂本の一部地区</p> <p>5 認証年月日 平成21年2月9日</p>
<p>和歌山県告示第180号 和歌山県日高郡由良町大字大引の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。 平成21年2月20日</p>	<p>和歌山県告示第182号 和歌山県岩出市東坂本・新田広芝の各一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。 平成21年2月20日 和歌山県知事 仁坂吉伸</p> <p>1 調査を行った者の名称 和歌山県岩出市</p> <p>2 調査を行った時期 平成17年10月4日から平成20年10月30日まで</p> <p>3 成果の名称 和歌山県岩出市東坂本・新田広芝の各一部地区の地籍図及び地籍簿</p> <p>4 調査を行った地域 和歌山県岩出市東坂本・新田広芝の各一部地区</p>

5 認証年月日
平成21年2月9日

和歌山県告示第183号

和歌山県那賀郡岩出町大字根来の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成21年2月20日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県那賀郡岩出町
- 2 調査を行った時期
平成17年10月4日から平成18年3月28日まで
- 3 成果の名称
和歌山県那賀郡岩出町大字根来の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県那賀郡岩出町大字根来の一部地区
- 5 認証年月日
平成21年2月9日

和歌山県告示第184号

和歌山県伊都郡高野町大字相ノ浦の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成21年2月20日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県伊都郡高野町
- 2 調査を行った時期
平成19年5月1日から平成20年12月12日まで
- 3 成果の名称
和歌山県伊都郡高野町大字相ノ浦の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県伊都郡高野町大字相ノ浦の一部地区
- 5 認証年月日
平成21年2月9日

和歌山県告示第185号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した医療機関から廃止の届出があったので、次のとお

り告示する。

平成21年2月20日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指 定 番 号	名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
新薬 13-14	エンゼル薬局	新宮市蜂伏287-5	平成 20.12.31

和歌山県告示第186号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した医療機関から廃止の届出があったので、次のとおり告示する。

平成21年2月20日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指 定 番 号	名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
有薬 2-63	モリ薬局	有田郡有田川町庄34	平成 20.12.31

和歌山県告示第187号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した医療機関から廃止の届出があったので、次のとおり告示する。

平成21年2月20日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指 定 番 号	名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
田薬 46-19	センザキ薬局	田辺市北新町68-8	平成 21.1.4

和歌山県告示第188号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により医療機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成21年2月20日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指 定 番 号	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
有薬 32-20	モリ薬局	有田郡有田川町庄34	平成 21.1.1

和歌山県告示第189号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により医療機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成21年2月20日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指 定 番 号	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日

田薬 51-20	センザキ薬局	田辺市湊1625番地	平成 21.1.5
-------------	--------	------------	--------------

和歌山県告示第190号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により指定自立支援医療機関（更生医療・育成医療）を次のとおり指定したので、同法第69条第1号の規定に基づき公示する。

平成21年2月20日

和歌山県知事 仁坂吉伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	担当する医療の種類 （薬局は除く。）	主として担当する医師（薬剤師）の氏名又は訪問看護ステーション等の名称	指 定 年 月 日
たかみクリニック	有田市宮原町須谷536-1	腎臓に関する医療	高見信彦	平成 21.2.1

和歌山県告示第191号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により指定自立支援医療機関（更生医療）を次のとおり指定したので、同法第69条第1号の規定に基づき公示する。

る。

平成21年2月20日

和歌山県知事 仁坂吉伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	担当する医療の種類 （薬局は除く。）	主として担当する医師（薬剤師）の氏名又は訪問看護ステーション等の名称	指 定 年 月 日
上富田クリニック	西牟婁郡上富田町朝来1407-1	腎臓に関する医療	中村秀也	平成 21.2.1

和歌山県告示第192号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により指定自立支援医療機関（更生医療・育成医療）を次のとおり指定したので、同法第69条第1号の規定に

基づき公示する。

平成21年2月20日

和歌山県知事 仁坂吉伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	担当する医療の種類 （薬局は除く。）	主として担当する医師（薬剤師）の氏名又は訪問看護ステーション等の名称	指 定 年 月 日
タイコー堂薬局粉河店	紀の川市粉河451-11	—	宮田中庸	平成 21.2.1

和歌山県告示第193号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成21年2月20日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 480号

伊都郡かつらぎ町 大字平字牛神152 番2地先から同町 大字平字下ノ浦14 6番3地先まで	旧	7.80 } 51.45	144.85
同上	新	7.80 } 53.00	144.85

区 間	新 旧 の 別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 備 考 メートル

和歌山県告示第194号

平成21年和歌山県告示第193号（道路の区域変更）で告示した新道路は、平成21年2月20日から供用を開始し、旧

道路は、同日から供用を廃止する。

平成21年2月20日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県告示第195号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成21年2月20日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 道路の種類 主要県道
- 2 路線名 堺かつらぎ線

区 間	新旧の別	敷地の幅員		延長 メートル	備考
		メートル	メートル		
伊都郡かつらぎ町大字西飯降字宮崎253番4地先から同町大字西飯降字宮崎248番1地先まで	旧	8.80 }	9.90	65.60	
同上	新	8.02 }	8.12	87.70	

和歌山県告示第196号

平成21年和歌山県告示第195号（道路の区域変更）で告示した新道路は、平成21年2月20日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成21年2月20日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県告示第197号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成21年2月20日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 道路の種類 一般県道
- 2 路線名 静川請川線

区 間	新旧の別	敷地の幅員		延長 メートル	備考 メートル
		メートル	メートル		
田辺市本宮町東和田字和田向463番7地先から同市本宮町上大野字小井平	旧	3.60 }	6.85	533.70	

207番1地先まで				
同上	旧	9.75 }	47.70	498.50 大塔橋 L=92.00
同上	新	9.75 }	47.70	498.50 大塔橋 L=92.00

和歌山県告示第198号

平成21年和歌山県告示第197号（道路の区域変更）で告示した新道路は、平成21年2月20日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成21年2月20日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県告示第199号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成21年2月20日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 道路の種類 一般県道
- 2 路線名 芳養清川線

区 間	新旧の別	敷地の幅員		延長 メートル	備考 メートル
		メートル	メートル		
日高郡みなべ町清川字棒引2372番1地先から同町清川字日浦2318番1地先まで	旧	3.60 }	24.00	539.00	
日高郡みなべ町清川字棒引2364番2地先から同町清川字際目2259番5地先まで	旧	8.20 }	30.00	520.00	串崎橋 L=25.00 日浦橋 L=28.00
同上	新	8.20 }	30.00	520.00	串崎橋 L=25.00 日浦橋 L=28.00

和歌山県告示第200号

平成21年和歌山県告示第199号（道路の区域変更）で告示した新道路は、平成21年2月20日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成21年2月20日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県告示第201号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

平成21年2月20日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 宮ノ平地区急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる土地に存する標柱1号から標柱6号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱6号を結んだ線に囲まれた区域。この場合において、各標柱を結ぶ線は直線とする。

標柱を設置した地番

標柱番号	郡市	町村	大字	字	地番	備考
1号	田辺市		下川下	宮平	967番1	
2号	"		"	"	971番	
3号	"		"	"	944番1	
4号	"		"	"	896番1	
5号	"		"	"	982番	
6号	"		"	"	955番1	

2 岩ノ谷2地区急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる土地に存する標柱1号から標柱5号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱5号を結んだ線に囲まれた区域。この場合において、各標柱を結ぶ線は直線とする。

標柱を設置した地番

標柱番号	郡市	町村	大字	字	地番	備考
1号	日高郡	日高町	原谷	岩ノ谷	78番	
2号	"	"	"	雨司本	1906番1	
3号	"	"	"	岩ノ谷	64番1	
4号	"	"	"	"	69番3	
5号	"	"	"	"	74番	

3 桑ノ木地区急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる土地に存する標柱1号から標柱5号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱5号を結んだ線に囲まれた区域。この場合において、標柱1号と標柱5号を結ぶ線は国道424号及び市道桑の木線との官民境界とし、その他の各標柱を結ぶ線は直線とする。

標柱を設置した地番

標柱番号	郡市	町村	大字	字	地番	備考
1号	田辺市		龍神村甲斐ノ川	丑掛ケ	1376番2	
2号	"		"	"	1377番1	
3号	"		"	"	1381番2	

4号	"		"	"	1383番	
5号	"		"	"	853番2	

4 上小蘭地区急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる土地に存する標柱1号から標柱7号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱7号を結んだ線に囲まれた区域。この場合において、標柱5号と標柱6号を結ぶ線は市道広井原宮代線との官民境界とし、その他の各標柱を結ぶ線は直線とする。

標柱を設置した地番

標柱番号	郡市	町村	大字	字	地番	備考
1号	田辺市		龍神村宮代	小蘭	185番1	
2号	"		"	中越	1568番1	
3号	"		"	"	1568番2	
4号	"		"	"	1569番1	
5号	"		"	"	1569番7	
6号	"		"	上小蘭	198番1	
7号	"		"	"	194番2	

5 龍地区急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる土地に存する標柱1号から標柱6号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱6号を結んだ線に囲まれた区域。この場合において、各標柱を結ぶ線は直線とする。

標柱を設置した地番

標柱番号	郡市	町村	大字	字	地番	備考
1号	田辺市		龍神村湯ノ又	龍	185番2	
2号	"		"	"	739番	
3号	"		"	"	736番	
4号	"		"	"	410番	
5号	"		"	"	402番	
6号	"		"	"	384番	

6 光川地区急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる土地に存する標柱1号から標柱8号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱8号を結んだ線に囲まれた区域。この場合において、各標柱を結ぶ線は直線とする。

標柱を設置した地番

標柱番号	郡市	町村	大字	字	地番	備考
1号	日高郡	印南町	印南	冷田	3377番	
2号	"	"	"	殿平	3365番4	
3号	"	"	"	"	3362番	
4号	"	"	"	大將軍	3480番	
5号	"	"	"	"	3483番1	

6号	"	"	"	内垣内	3472番
7号	"	"	"	"	3443番2
8号	"	"	"	冷田	3414番

港湾法（昭和25年法律第218号）第34条において準用する同法第12条第5項の規定により、次の港湾施設の概要を公示する。

平成21年2月20日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県告示第202号

日高港港湾施設

港湾施設の名称	位置	種類	数量及び能力
塩屋船舶給水施設	御坊市塩屋町南塩屋地内	船舶給水施設	口径57ミリメートル 能力30トン/平方メートル 箇所数10か所
塩屋西防波堤	御坊市塩屋町南塩屋字須佐ノ本450番15地先	防波堤	延長309.9メートル

上記施設の詳細は、図面で示すものとし、その図面は、和歌山県県土整備部港湾空港局港湾空港振興課及び日高振興局建設部に備え付ける。

の一部を次のように改正する。

平成21年2月20日

和歌山県知事 仁坂吉伸

港湾施設の概要の表日高港の部浜ノ瀬野積場の項を削り、同部浜ノ瀬荷さばき地の項を次のように改める。

和歌山県告示第203号

平成15年和歌山県告示第493号（日高港港湾施設の概要）

浜ノ瀬荷さばき地	和歌山県日高郡美浜町浜ノ瀬地先	荷さばき地	面積8,005.92平方メートル
----------	-----------------	-------	------------------

港湾施設の概要の表日高港の部浜ノ瀬防波堤の項を次のように改める。

浜ノ瀬防波堤	和歌山県日高郡美浜町浜ノ瀬地先	防波堤	延長457.6メートル
--------	-----------------	-----	-------------

和歌山県告示第204号

平成16年和歌山県告示第556号（港湾施設の概要）の一部を次のように改正する。

平成21年2月20日

和歌山県知事 仁坂吉伸

日高港港湾施設の表泊地の部塩屋-12.0m泊地の項を次のように改める。

塩屋-12.0m泊地	御坊市塩屋町南塩屋字須佐ノ本450番15地先	143,511.95平方メートル	水泳-12.0メートル (暫定-10.0メートル)
------------	------------------------	------------------	------------------------------

和歌山県告示第205号

港湾法（昭和25年法律第218号）第38条第1項の規定により、浦神港臨港地区の範囲を次のとおり定める。

なお、次の表の別図は、省略し、その図面を県土整備部港湾空港局港湾空港振興課及び東牟婁振興局新宮建設部に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成21年2月20日

浦神港港湾管理者和歌山県

代表者 和歌山県知事 仁坂吉伸

名称	区域	面積
浦神港臨港地区	東牟婁郡那智勝浦町大字浦神の一部及び地先公有水面（別図に示す区域）	約1.9ha

和歌山県告示第206号

港湾法（昭和25年法律第218号）第39条第1項の規定により、浦神港臨港地区内における分区を次のとおり指定する。

なお、次の表の別図は、省略し、その図面を県土整備部港湾空港局港湾空港振興課及び東牟婁振興局新宮建設部に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成21年2月20日

浦神港港湾管理者和歌山県

代表者 和歌山県知事 仁坂吉伸

分区	区域	面積
漁港区	東牟婁郡那智勝浦町大字浦神の一部及び地先公有水面（別	約1.9ha

図に示す区域)

監 査 公 表

和歌山県監査公表第13号

平成20年10月31日付け監査報告第15号の監査結果に基づき、知事から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、次のとおり公表する。

平成21年2月20日

和歌山県監査委員 楠 本 隆
 和歌山県監査委員 足 立 聖 子
 和歌山県監査委員 花 田 健 吉
 和歌山県監査委員 原 日出夫

1 和歌山県立こころの医療センター事業会計

(1) 監査実施年月日 平成20年7月30日

(2) 監査の結果

医業収益の過年度未収金整理については、未収原因や納入状況に応じて、未収金対策マニュアルを活用し、新規の未収金発生防止を図るとともに、一層の未収金整理に努められたい。

(3) 監査の結果に基づき講じた措置

医業収益の過年度未収金については、未納者本人又は家族の来院時の面接並びに電話及び直接訪問等、あらゆる機会を捉えての納付指導を継続して行っているところであり、経済的困窮により一括納付が困難な未納者に対しては、分納などの措置を講じることにより、未収金の回収に努めている。

また、入院時、患者本人及び家族等に対して、高額療養費制度や各種公費負担制度の教示及び活用の勧奨を進めるとともに、退院時の未精算者に対しては納付誓約書を徴するなど、未収金対策マニュアルを活用し、新規未収金の発生防止に努めているところである。

2 和歌山県工業用水道事業会計

和歌山県土地造成事業会計

(1) 監査実施年月日 平成20年7月30日

(2) 監査の結果

和歌山県土地造成事業会計

保有土地の販売については、御坊第2地区で1件52,597㎡及び西浜地区で2件7,250㎡の売却を行い、販売に努力されているが、依然、未処分地が563,503㎡残っている。

今後とも、保有土地の早期処分について努力をされたい。

(3) 監査の結果に基づき講じた措置

和歌山県土地造成事業会計

関係部局との連携や企業誘致奨励金制度の活用等を図

ることにより、平成20年12月末までに雑賀崎地区で1件9,853㎡を売却した。さらに事業用借地権制度の活用により、西浜地区で2件4,613㎡を新たに貸借し、土地の有効活用にも努めている。

今後も、一層関係諸機関との連携を図り、早期処分に努めていく。

正 誤

正 誤

平成21年2月3日付け和歌山県報第2033号入札公告中

ページ	段	行目	誤	正
9	左	上から6	(土)	(水)
10	左	上から4	図書の購入価格が最低の価格となる値引率（図書の本体価格に対する値引き額の割合）をもって申込みをした者	予定の範囲内で最低の納入率をもって有効な入札を行った者